平成２５年（フ）第８９０号
東京都小平市津田町３丁目６番305号
債務者　榎本　　実
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４７号
北海道釧路郡釧路町東陽西１丁目29番地17　ブルーベリーヒル103号室
債務者　秋山　祥樹
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
北海道野付郡別海町上春別66番地の２
債務者　長谷川　進
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第４５０号
静岡県浜松市中区和合町24番地の18
債務者　五明恵美子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５４８号
大阪市天王寺区国分町12番９―407号、開始決定時の住所堺市堺区神明町東３丁２番25号
破産者　廣田　弘一
1　破産債権の届出期間　平成25年11月25日まで
2　一般調査期日　平成25年12月12日午前11時30分
平成25年10月25日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８９９号
横浜市中区石川町３丁目114番地12　セシリア元街302号室、申立時の住所横浜市中区大和町１丁目11番地
破産者　渡邉　英文
1　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
2　一般調査期日　平成26年１月27日午後１時30分
平成25年10月29日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５０号
静岡市葵区新伝馬２丁目５番５号、旧住所静岡市駿河区中田本町14番10号
破産者　望月　貞行
1　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
2　一般調査期日　平成25年12月17日午前11時
平成25年10月29日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４１号
三重県津市久居一色町708番地、前住所三重県津市安濃町大塚570番地14
破産者　鈴木　直哉
1　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
2　一般調査期日　平成25年12月６日午前10時45分
平成25年10月29日　　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６０８号
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番　高槻・阿武山四番街第402号棟第204号室、開始決定時の住所大阪府高槻市塚原５丁目20番15号
破産者　岡　　伸好
1　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
2　一般調査期日　平成26年１月23日午後３時30分
平成25年10月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６７号
埼玉県東松山市大字上唐子1469番地６、開始決定時の住所埼玉県東松山市松葉町２丁目17番31号
破産者　間仁田祐文
1　破産債権の届出期間　平成25年12月２日まで
2　一般調査期日　平成25年12月24日午前11時50分
平成25年10月29日
さいたま地方裁判所熊谷支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０８３号
東京都千代田区平河町１丁目６番３号
清算株式会社　株式会社南紀開発
代表清算人　吉田　昭弘
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

再生債権の特別調査期間

平成２５年（再）第２号
仙台市若林区遠見塚３丁目７番６号
再生債務者　株式会社肉伸
特別調査期間　平成25年12月２日から平成25年12月16日まで
平成25年10月28日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２５年（再）第２３号
埼玉県川口市川口１丁目５番14号
再生債務者　株式会社長谷川鋳工所
特別調査期間　平成25年11月28日から平成25年11月29日まで
平成25年10月25日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第２３号
埼玉県川口市川口１丁目５番14号
再生債務者　株式会社長谷川鋳工所
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月９日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年12月４日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年11月26日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月20日
平成25年10月25日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２２年（再）第４４号
東京都杉並区南荻窪４丁目10番12号
再生債務者　藤建コーポレーション株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３号
新潟市中央区日の出２丁目２番33号
再生債務者　株式会社グッドライフクラブ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生計画は遂行された。
平成25年10月28日　　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１３１号
名古屋市中川区服部５丁目504番地の３
再生債務者　近藤　英司
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月15日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月22日から平成25年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部